

柴田学園大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

○「柴田学園経営改善計画書」を策定しているものの、私立学校法第45条の2第2項に基づく法人の事業に関する中期的な計画が策定されていない点について、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目1-2について

学園法人の中期計画については、ただちに理事会と協議し、その後、理事会が中心となり、学園法人の令和元年度から6年度に至る中期計画を策定し、令和5年度8月開催の理事会において審議・承認され、9月開催の評議員会においても承認された。以降は、大学も基本的にこの中期計画にそって活動している。

なお、この中期計画は令和6年度が最終年度となるため、今年度、法人と大学は協働して6年間の総括を行うとともに、令和7年度からの次期中期計画の策定に取り組んでいる。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目1-2の資料

- ・学校法人柴田学園 第1期中期計画（令和2年4月1日～令和7年3月31日）
- ・学校法人柴田学園 令和5年度 第8回理事会議事録（令和5年8月4日）
- ・学校法人柴田学園 令和5年度 第4回評議員会議事録（令和5年9月8日）

柴田学園大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1. 教学マネジメントの機能性

- 「柴田学園大学教授会運営規則」の改廃が教授会の権限になっていることについては、教授会が学長の諮問機関であるという学校教育法第93条及び学則第39条に照らして適切ではないので、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

「柴田学園大学教授会運営規則」では、第13条及び第14条において「教授会の運営に必要な事項」及び「(教授会運営) 規則の改正」を教授会で定めることとしており、教授会が学長の諮問機関であるという学校教育法第93条及び学則第39条に照らして、適切な表記ではなかった。

令和5年度第1回自己点検・自己評価委員会において本規則の改正案を協議し、第2回自己点検・自己評価委員会において改定案が承認され、学長決定を経て、令和6年度6月教授会でも報告された。

改定案では、「教授会の運営に必要な事項」及び「(教授会運営) 規則の改正」のいずれも教授会の議を経て学長が定めることとした。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・令和6年度6月教授会（6月13日）資料
 - ① 「柴田学園大学教授会運営規則」新旧対照表
 - ② 改定後の「柴田学園大学教授会運営規則」
- ・令和6年度6月教授会議事録

柴田学園大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1. 教学マネジメントの機能性

○学生の懲戒について、学校教育法施行規則第26条第5項に基づき、処分を与える学生の弁明の場を与えるなどの具体的な手続きを学長が定めていない点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学生の懲戒については、柴田学園大学学則第16章褒賞、奨学、懲戒規程の第58条に「本学の教育精神に反し、学生の本分を怠り、成業の見込のない者に対しては、教授会の議を経て学長これを懲戒する。懲戒は訓告、停学および退学とする。」とあり、第58条2には退学処分に該当する事例が定められていたが、処分を与える学生の弁明の場を与える等の具体的な手続きが定められていなかった。

令和5年度第1回自己点検・自己評価委員会において協議し、学生による不祥事に対する処分決定の具体的な手続きを規則として定めることとした。第2回自己点検・自己評価委員会において新規「柴田学園大学学生懲戒に関する規則（案）」を協議し、令和6年度第1回自己点検・自己評価委員会にて承認され、学長決定を経て、令和6年度6月教授会に報告された。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- ・令和6年度6月教授会（6月13日）資料
 - ① 「柴田学園大学学生懲戒に関する規則」
- ・令和6年度6月教授会議事録

柴田学園大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

○理事会の第38条、寄附行為第10条に定める評議員のうちから選任された理事(2号理事)が欠員となっていることについて改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

令和2(2020)年1月に発足した理事会においては、令和4年4月から6ヵ月間、2号理事の欠員が生じていた。これは、令和4年4月に2号理事が退任した後、その後任の選出に遅れが生じたことによる。令和4年10月に、2号理事を選出したことで欠員は解消している。

これ以降は、理事欠員は生じていない。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目5-2の資料

- ・令和2年4月22日付の理事会名簿変更を示す新旧対照表(2号理事の退任)
- ・令和2年10月28日付の理事会名簿変更を示す新旧対照表(2号理事の就任)

柴田学園大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-2. 理事会の機能

○令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度において、理事会を複数回、書面で開催している点について、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目5-2について

令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度において、理事会を書面で開催したのは、令和2年度の計7回である。これらはいずれも、人事案件等の急を要する開催の必要に迫られ、かつ、新型コロナウイルス感染症のまん延時期と重なったため、対面での開催を躊躇したことが要因であった。令和3年度は、紙上開催は無かったが、令和4年度に1回のみ、急を要する人事及び猛暑に向けたエアコン整備の議題があり、まだコロナ禍中にもあったため、やむを得ず紙上開催があった。

それ以降は、急を要する議題があっても、オンラインも併用しながら、すべて対面により開催している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-2の資料

- ・令和2年度～令和4年度の理事会の開催状況

柴田学園大学

改善報告書

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準3目：5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

○令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度において、評議員会を複数回、書面で開催している点について、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

5-3について

令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度において、評議員会を書面で開催したのは、令和2年度の計4回、令和3年度の計3回である。これらはいずれも学園独自の奨学生制度や免除制度、校長就任等の案件を早急に決定する必要に迫られていたためであり、かつ、新型コロナウイルス感染症のまん延時期と重なったため、対面での開催を躊躇した要因もあった。以降は、一部の評議員のオンライン参加も併用しながら、対面による開催に努めている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目5-3の資料

・令和2年度～令和4年度の評議員会の開催状況

令和6年7月29日

1. 大学名：柴田学園大学

2. 認証評価実施年度：令和4年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：

6-3. 内部質保証の機能性

○事業に関する中期的な計画の策定、教学マネジメントの機能性、理事の選任及び理事会・評議員会の開催方法に改善を要する事項があり、内部質保証の機能性が十分とはいえないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目6-3について

大学の内部質保証体制については、令和5年度から改善に努めている。

中期計画の策定については、令和5年度第1回自己点検・自己評価委員会において、学園法人の中期計画策定に合わせて大学の中期計画も策定することを協議した。理事の選任及び理事会・評議員会の開催方法についても、大学も法人本部と協働して改善に努めている。

また、教学マネジメントの機能性については、令和5年度第2回自己点検・自己評価委員会において「自己点検・評価の基本方針」や「内部質保証方針・体制について」について協議する中で、教学関係（学務・学生課と同委員会）についての新規の自己点検評価シートを策定し、このシートを活用して各学科、各委員会が令和5年度自己点検結果を取りまとめることとした。

また、令和6年度第1回自己点検・自己評価委員会では、「教学マネジメントに関する内部質保証体制」(図)と、この体制による「内部質保証体制(PDCAサイクル)とIR室のサイクル(イメージ)」(図)、及び「教育の質保証・質向上のための教学マネジメントの取組みに関する申し合わせ」を協議し、令和6年度6月教授会に報告して、内部質保証の機能性の向上に努めることを確認した。

これらに基づき、全教職員が共通理解に立って、内部質保証体制を構成し、自己点検・自己評価活動を進めていく。

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目6-3の資料

- ・柴田学園大学「教育の質保証・質向上のための教学マネジメントの取組みに関する申し合わせ」
- ・柴田学園大学「教学マネジメントに関する内部質保証体制」(図)
- ・柴田学園大学「内部質保証体制(PDCAサイクル)とIR室の役割(イメージ)」(図)
- ・令和6年度6月教授会議事録